

平成30年  
1月から

# 上越教育大学「修学支援事業基金」の創設

学生の修学支援事業への  
個人からのご寄附に対して、  
所得税の軽減措置が拡充されました。

「先生になりたい」夢を持つ学生に  
充実した学びの機会、環境を支援

意欲と能力のある学生が  
経済的な事情により修学に  
支障の出ることがないように  
皆様からの暖かいご支援を  
お願いいたします。

## 修学支援事業

奨学金

留学  
支援

学生の経済的負担を軽減

所得税の軽減措置に関しては、  
裏面を参照願います。

上越教育大学基金の詳細、寄附手続きは  
上越教育大学基金HPを参照願います。

<http://www.juen.ac.jp/300किन/index.html>

平成30年に創立40周年を迎えました。



# 「修学支援事業基金」への個人からのご寄附に対する 税制上の優遇措置

## 修学支援事業

奨学金

留学  
支援

学生の経済的負担を軽減

「先生になりたい」  
夢を持つ学生に  
充実した学びの  
機会、環境を支援



税制改正により、「修学支援事業基金」への個人からのご寄附に対しては、  
減税効果の大きい「**税額控除**」が適用されることとなりました。

- 税額控除**【※平成30年1月以降の「修学支援事業基金」に対する寄附のみ対象となります。】  
各寄附者の所得に応じた税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除

$$\text{寄附金額}(\ast 1) - 2,000\text{円 (控除対象外)} \times 40\% = \text{税額控除額}(\ast 2) \quad \Rightarrow \quad \text{所得税額から控除}$$

(例) 年収500万円の方が、1万円の寄附をした場合  
 $(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 3,200\text{円}$

- 所得控除**【※「修学支援事業基金」以外の本学基金への寄附は、所得控除が適用されます。】  
各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定

$$\text{寄附金額}(\ast 1) - 2,000\text{円 (控除対象外)} \times (\text{所得に応じた}) \text{税率} \quad \Rightarrow \quad \text{所得税額から控除}$$

(例) 年収500万円(平均的な所得税率10%)の方が、1万円の寄附をした場合  
 $(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 800\text{円}$

- (※1) 寄附金支出額が、総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。
- (※2) 税額控除額は、所得税額の25%が限度となります。

※ 所得税額から控除を受ける場合は、確定申告を行っていただく必要があります。

寄附者  
が個人  
の場合

寄附者  
が法人  
の場合

寄附金の全額を損金算入することができます。

上越教育大学基金の詳細、寄附手続きは  
上越教育大学基金HPを参照願います。

<http://www.juen.ac.jp/300kikin/index.html>

## お問い合わせ先

国立大学法人上越教育大学 総務課  
〒943-8512 上越市山屋敷町1番地  
TEL: 025-521-3214 FAX: 025-521-3220  
E-mail: kikin@juen.ac.jp